



平成27年4月24日  
内閣府（防災担当）

## 南海トラフ地震発生時の九州地方における 現地対策本部の設置候補施設について

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年3月中央防災会議決定）では、災害発生時の対応に係る事前の備えとして、政府の現地対策本部について、あらかじめ地域ブロックごと（中部・近畿・四国・九州）に計画することになっております。

内閣府では、発災時に速やかに現地対策本部を設置、運営できるよう、具体的な設置場所をあらかじめ定めておくことが必要であることから、平成26年度に九州地方における現地対策本部の設置候補施設について、調査を行ってまいりました。

この度、候補施設として熊本地方合同庁舎B棟が最も適しているとの調査結果がとりまとめられましたので、公表いたします。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 櫻木、村上

TEL:03-3501-5696（直通） FAX:03-3501-6820

# 九州地方における現地対策本部の設置候補施設について

## 1. 評価の観点

■南海トラフ地震が発生した際の、九州地方における国の現地対策本部について、施設管理等の観点から[既存施設の会議室・講堂等](#)を活用することを基本として、九州内の官公庁施設を対象に調査・検討を行った。結果は2. のとおり。

※現地対策本部における所掌事務の観点から、以下の4点について調査を行った。

- 施設自体が十分な[防災性能](#)を有しているか
- 活動予定スペースの使いやすさ（[規模・階数・配置](#)）
- 現地対策本部要員が円滑に[参集](#)できるか
- 活動に必要な[情報収集・とりまとめ](#)の実施しやすさ（被災地、国の防災関連機関）

## 2. 調査・検討の結果

■九州内の施設について調査を行った結果（※1）、**最も適した施設として熊本地方合同庁舎B棟**があげられた。

■主な要因（他の施設に対して評価が高かった点）は以下のとおり。

- 十分な耐震性能を備えているほか（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における耐震安全性：I類）、仮に周辺のライフライン（停電・断水・公共下水道の破損）が途絶した場合においても継続して現地対策本部の業務を実施できる設備性能（[非常用電源・受水槽・汚水槽等](#)）が[いずれも確保されていること](#)。
- [低層階](#)（2階）にオペレーションルームとして[十分な規模](#)（324㎡）[の部屋が確保](#)できること。
- 現地対策本部の立地として、被災地の要望及び現地の状況を緊急災害対策本部に正確に伝えるため、[自らが被災しない範囲かつ極力被災3県に近い位置（最前線）にあること](#)。被災地の情報収集・被災地との連携を実施するための機動力として、施設周辺に複数（健軍駐屯地・熊本産業展示場・熊本空港・済生会熊本病院等）のヘリポートを確保でき、[発着枠にも比較的余裕](#)があること。

※1：概略調査（アンケート調査）⇒30施設，52棟　詳細調査（ヒアリング・現地調査）⇒9施設，12棟

## 3. 今後のスケジュール

- ・平成27年度：改修設計
- ・平成28年度：改修工事
- ・平成28年度末～平成29年度：基準（※）への位置づけ

（※）中央防災会議主事申し合わせ

# (参考) 現地对策本部とは

■国の現地对策本部は、

○災害応急対策に係る連絡調整

- ・被災地からの要望、被害状況、被災地の対応状況等の把握。
- ・関連情報の関係機関、本部への連絡
- ・本部の対応方針、国の施策に係る情報等の被災県への伝達

○被災者ニーズを踏まえた災害応急対策の実施

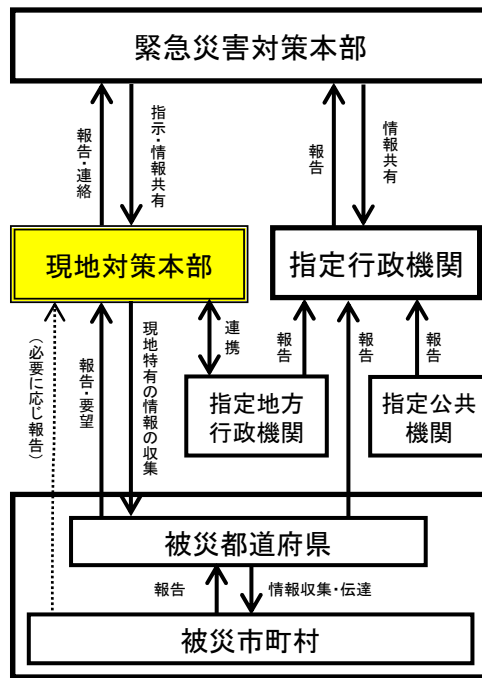
- ・被災地からの要望、救助・救急及び消火活動、医療活動、人員及び物資の緊急輸送・供給、避難者の収容、航空安全確保に関することを実施。

○本検討は、南海トラフ地震の被害の想定に応じて、九州地方において、上記の業務が実施可能な場所・設備等をあらかじめ確保することを目的とするもの。

※被害が特定県に集中している災害の場合、災害対応の中心となる県災害対策本部との連携がとりやすい県庁に置くことが原則

※被害が広範にわたる場合、県間調整を行う必要性、内閣府の要員規模を勘案し、ブロックに設置

○施設管理等の観点から、既存施設の会議室・講堂等を活用することを基本に検討。



現地对策本部の設置及び運営等について (抜粋)

(中央防災会議主事申合せ 平成27年3月25日一部改正)

別紙 現地对策本部要員予定者

(大規模な自然災害を想定した場合の初動期における原則的な構成)

- 本部長 内閣府副大臣又は大臣政務官  
 本部長 内閣府大臣官房審議官(防災担当)  
 内閣参事官(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)  
 内閣府政策統括官付参事官(地方・訓練担当)  
 内閣府政策統括官付参事官(総括担当)付企画官  
 警察庁管区警察局広域調整部長  
 総務省総合通信局無線通信部長  
 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長  
 財務省地方財務局総務部(次)長  
 (福岡財務支局にあつては財務主幹)  
 厚生労働省地方厚生局総務管理官  
 農林水産省地方農政局総務部次長  
 経済産業省産業保安監督部企画調整官  
 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長  
 国土交通省地方整備局企画部環境調整官  
 国土交通省地方運輸局総務部次長  
 国土地理院地方測量部次長  
 気象庁管区气象台気象防災部長  
 海上保安庁管区海上保安本部警備救難部次長  
 防衛省事態対処課国民保護・災害対策室長  
 その他の関係省庁の必要と考えられる要員  
 本部長及び本部長以外の職員  
 指定行政機関の報告に基づき、内閣府政策統括官(防災担当)が別途 定める要員

(注) 実際の災害時には状況に応じ追加、省略及び変更がありうる。  
 また事態の推移に応じ関係省庁等の要員追加及び変更を行うこととする。

# 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（抜粋）

平成26年3月28日 中央防災会議

## 第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

### 第4節 災害発生時の対応に係る事前の備え

#### 1 災害対応体制の構築

- 国は、政府の現地対策本部について、あらかじめ地域ブロックごと（中部・近畿・四国・九州等）に複数計画し、国の地方支分部局との連携等による地方公共団体の災害対策本部等の関係機関との連携強化や情報共有を図り、更にはライフライン事業者・民間物流事業者等との連絡調整の体制をあらかじめ整えておく。